

所定疾患施設医療費の算定状況について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので治療の実施状況をご報告して参ります。

■条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和元年度 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、下記のとおり所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

＝尿路感染症＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	1	1	1	3	1	1	2	0	1	1	2	2	16
日数	4	7	5	18	7	7	14	0	7	7	14	14	104

治療方法 経口・点滴による水分補給及び抗生剤内服・点滴の処方にて治療

＝肺炎＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日数	8	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12

治療方法 抗生剤(経口・点滴)にて治療。吸引処置など必要時、酸素投与を行う

＝帯状疱疹＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

治療方法 抗ウイルス薬の点滴および内服薬、軟膏塗布にて治療